

ご存じですか？ スポーツ安全保険

「スポーツ安全保険」とは、スポーツ活動のみならず、文化・ボランティア活動時に発生した事故等も対象となる保険で、町内でも多くの団体が加入しています。平成22年度の加入のお知らせは、現在加入している団体には、直接資料が送付されます。

現在未加入の団体は、生涯学習課に申し込み用紙が備え付けてありますので、ご利用ください。なお、インターネットでの加入手続きも可能です。

一般団体の加入区分

加入対象者	補償される団体活動等	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 てん補限度額 (免責金額なし)	共済見舞金
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども 中学生以下 (特別支援学校 高等部 の生徒を含む。)	団体活動全般 (スポーツ・文化・ボランティア・ 地域活動など)	A1	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、 身体賠償は1人1億円 突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円	
	団体活動全般	AW	1,150円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円		
	上記以外 (個人活動・個人練習など)			100万円	150万円	1,000円	500円		
大人	文化・ボランティア・地 域活動、団体員の送迎、 応援、準備、片付け	A2	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、 身体賠償は1人1億円 突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円	
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導	C	1,600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ 活動の指導限定 ※C区分でも加入可	AC	1,100円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	65歳以上 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない場 合はA2区分	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 (アメリカンフットボール、山岳 登山など)	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

短期スポーツ教室の加入区分 (インターネットのみの加入受付となります。)

加入対象者	補償される団体活動等	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 てん補限度額 (免責金額なし)	共済見舞金
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
全年齢	短期スポーツ教室 (開催期間3か月以内)の活動	短期 スポーツ 教室	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、 身体賠償は1人1億円 突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円	

- ※団体活動を行う5人以上で加入してください。
- ※加入区分は加入者ごとに選択してください。
- ※平成22年度の保険期間は4月1日午前0時～平成23年3月31日午後12時です。
- ※危険度の高いスポーツ活動は、D区分以外では補償されません。
- ※上記の表は抜粋してありますので、詳しくは生涯学習課に備え付けのパンフレットでご確認ください。

問い合わせ／財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部(☎048・830・6958、ホームページhttp://www.sportsanzen.org/)、または生涯学習課(☎581・2121内線531)へ。

狂犬病予防注射日程

月日(曜日)	時間	会場
4月12日(月)	9:30～10:45	桜沢コミュニティセンター
	12:30～15:00	JAふかや用土支店
13日(火)	9:30～10:30	寄居運動公園駐車場
	11:00～11:50	折原駅前稲山商店横(元集荷所)
	13:30～14:45	伊勢原公会堂前公園
14日(水)	9:30～11:40	JAふかや男衾支店
	13:40～14:20	末野神社
	14:35～15:00	金尾公会堂
	15:15～15:30	生涯学舎「やまとびあ風布」
15日(木)	9:30～10:20	今市地蔵堂
	11:10～11:55	かわせみ荘
	13:30～14:50	総合体育館・アタゴ記念館
16日(金)	9:30～10:10	岩崎公園
	10:35～11:15	寄居町教育委員会跡地(保健所西側)
	13:10～15:00	鉢形財産区会館

※上記の日程で登録・注射ができない場合は、動物病院で注射後、証明書を生活環境課へ持参し、注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防関係手数料

内容	登録済みの犬	新規登録の犬
登録手数料	—	3,000円
注射済票交付手数料	550円	550円
集合狂犬病予防注射料	2,750円	2,750円
合計	3,300円	6,300円

犬を飼うためのルール
鑑札と注射済票は、犬の首輪などに

登録内容に変更が生じたときは
次の場合には「犬の登録事項変更届」等の提出が必要になります。
・犬の所有者・飼い主が変わったとき
・犬を飼う場所が変わったとき
・飼い主の住所が変わったとき
・他の市町村から犬を転入させた方は、集合注射の前に「犬の登録事項変更届」「鑑札の再交付申請」等の手続きを済ませてください。
※犬が死亡したときは「犬の死亡届」を提出してください。

問い合わせ／生活環境課(☎581・2121内線222)へ。

不幸な犬を増やさないために

適正に繁殖制限しましょう。繁殖を希望しない場合は、獣医師に相談し、去勢や不妊手術などを行ってください。犬に限らず動物を捨てることや虐待することは禁止されています。

登録済みの犬
4月上旬にはがき(通知)を送付します。の間診票を記入のうえご持参ください。

新規登録の犬
生活環境課または男衾・用土両連絡所に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、会場へご持参ください。なお、予防注射当日、会場でも申請書の配布を行います。また、町公式ホームページからダウンロードすることもできます。

必ず装着する。
鑑札、注射済票を紛失したら再交付を受ける(鑑札1,600円・注射済票340円)
犬の標識(シール)を門柱など人目につくところに貼る。
放し飼いはしない。
近所の方や犬嫌いの方には迷惑であり恐怖です。野犬と間違われる可能性もあります。散歩のときも必ずつないでください。
しつけをしつかりする。
※主人に服従するようにしつけ、他人に迷惑(鳴き声・かみつき・悪臭)をかけないように責任を持ちましょう。
・フンの片付けは飼い主の責任です。
※注射会場でも飼い主が片付けてください。フンをしたら散歩に連れ出すなど、飼い方に新しいルールを作りましょう。フンは必ず持ち帰り、他人の土地・畑等にさせたり埋めたりしないでください。迷惑している方が大勢います。

実施します！

集合狂犬病 予防注射

狂犬病予防注射は毎年
犬の登録は生涯に一度

生後3か月以上の犬の飼い主には、登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。
登録は一度行えば生涯にわたり有効ですが、狂犬病予防注射は毎年1回受けなければなりません。

町と県獣医師会では、犬の登録と狂犬病予防注射を一緒に済ませることができる「集合狂犬病予防注射」を次の日程で行います。どの会場でも受け付けますが、できるだけ最寄りの会場へお越しください。

